

書簡をもつて啓上致します。本会長は、一九七二年十二月二十六日付けの亜東関係協会と財団法人交流協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め及び両協会の間で亜東関係協会東京事務所横浜出張所の設置に関して一九七九年八月八日に交換された書簡に関連し、亜東関係協会の各在日事務所の名称を一九九二年五月二十日付けでそれぞれ次の通り変更することを通報します。

(一) 亜東関係協会東京事務所を「駐日台北経済文化代表事務所」とする。

(二) 亜東関係協会東京事務所横浜出張所を「駐日台北経済文化代表事務所横浜支所」とする。

(三) 亜東関係協会大阪事務所を「台北経済文化大阪事務所」とする。

(四) 亜東関係協会大阪事務所福岡支所を「台北経済文化大阪事務所福岡支所」とする。

本会長は、更に、亜東関係協会は、前記の各在日事務所の名称変更に伴い、

亜東関係協会の地位及びこれまでに亜東関係協会と財団法人交流協会との間で行われたすべての取決めの内容を含む両協会の間との関係を何ら変更する意図を有しないことを確認します。

一九九二年五月十五日台北で

亜東関係協会 会長

馬紀壯

財団法人 交流協会 会長

長谷川 周重 殿

書簡をもって啓上致します。本会長は、亜東関係協会の各在日事務所の名称変更に関する貴会長の十五日付け書簡を受領しました。

本会長は、亜東関係協会の地位及びこれまでに財団法人交流協会と亜東関係協会との間で行われたすべての取決めの内容を含む両協会の間関係が、貴会長の書簡にいう各在日事務所の名称変更によって何ら変更されないことを確認します。

一九九二年五月十五日東京で

財団法人 交流協会 会長

長谷川 剛

亜東関係協会会長

馬紀壯殿